

北杜市空き家等対策の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年9月26日

北杜市長

北杜市規則第27号

北杜市空き家等対策の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び北杜市空き家等対策の推進に関する条例（平成28年北杜市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 条例第5条第1項の規定による特定空き家等の認定の基準は別表に定めるとおりとする。

2 特定空き家等は、前項に規定する別表の区分の欄のいずれかに該当し、当該区分に応じて同表の認定基準の欄の全部又は一部に該当するものとする。

(審議会委員の立入調査)

第3条 条例第5条第4項の規定による通知は、立入調査実施通知書（審議会委員）（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第5条第5項の証明書は、北杜市空き家等対策審議会委員証（様式第2号）によるものとする。

(職員等の立入調査)

第4条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（職員）（様式第3号）により行うものとする。

2 法第9条第4項の証明書は、立入調査員証（様式第4号）によるものとする。

(助言又は指導)

第5条 法第14条第1項の規定による助言又は指導は、助言・指導書（様式第5号）により行うものとする。

(勧告)

第6条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第6号）により行うものとする。

(命令及び事前通知)

第7条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第7号）により行う

ものとする。

- 2 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第8号）によるものとする。

（公開による意見の聴取）

第8条 法第14条第5項の規定により公開による意見の聴取を請求しようとする者は、公開による意見の聴取請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 法第14条第7項の規定による通知は、公開による意見の聴取通知書（様式第10号）により行うものとする。

- 3 法第14条第7項の規定による公告は、北杜市公告式条例（平成16年北杜市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

（代執行）

第9条 法第14条第9項に規定する措置を行う場合において、次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める様式によるものとする。

- （1） 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の文書 戒告書（様式第11号）

- （2） 行政代執行法第3条第2項の代執行令書 代執行令書（様式第12号）

- （3） 行政代執行法第4条の証票 執行責任者証（様式第13号）

（公示等）

第10条 法第14条第11項の標識は、様式第14号によるものとする。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- （1） そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

区分	認定基準
建築物	建築物が災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府（防災担当）のうち、第1編「地震による被害」の「1次調査に基づく判定」により半壊以上に相当する。
附属物	建築物に附属する工作物等が脱落、はく離、破損、変形、傾斜等が生じている。
門、塀、柵、擁壁	門等の一部が傾斜、崩落、亀裂、破損等が生じている。
樹木	樹木が倒伏し、又は傾斜している。

- （2） そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

区分	認定基準
----	------

建築物	吹付け石綿等の健康被害を生じるおそれのある物質が飛散し暴露する可能性が高い状況である。
建築物及びその敷地	ごみが放置され、堆積し、又は散乱していることにより臭気が発生している。
	ごみが放置され、堆積し、又は散乱していることによりねずみ、はえ、蚊等が発生している。
	犬、猫、鳥等の動物のふん尿、死体その他の廃棄物が散乱している。
浄化槽その他の汚水又は汚物を処理するための設備	浄化槽等の放置、破損等により汚物の流出又は臭気が発生している。

(3) 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態

区分	認定基準
建築物の外観を構成する部分及びその敷地のうち敷地外から眺望できる部分	地域で定められた景観保全に係るルールに適合していない。
	建築物の外観を構成する部分が落書き等により外見上汚損し放置されている。
	山梨県屋外広告物条例（平成3年山梨県条例第35号）第4条の禁止広告物等に該当する。
	樹木、雑草等が敷地の過半以上を覆っている。
	ごみが放置され、堆積し、又は散乱している。

(4) その他

区分	認定基準
建築物	屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの落雪が敷地の境界を越えている。
建築物及びその敷地	犬、猫、鳥等の動物が原因で、鳴き声その他の音が発生し、又は動物の体毛が飛散している。
	ねずみ、はえ、蚊等が生息し、又は発生している。
樹木、土砂等	樹木が繁茂し、倒伏し、又は傾斜することにより敷地の境界を越えている。
	落葉、落枝等が敷地の境界を越えて散乱している。
	敷地の境界を越えて土砂が流出している。

様式第1号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

## 立入調査実施通知書（審議会委員）

あなたが所有・管理する下記の空き家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空き家等に該当する恐れがあるため、北杜市空き家等対策の推進に関する条例（平成28年北杜市条例第21号）第5条第3項の規定により、下記のとおり立入調査を実施しますので、同条第4項の規定により通知します。

## 記

空き家等の所在地	
立入調査の期日	年 月 日から 年 月 日まで
立入調査の趣旨及び内容	
備考	

## 様式第2号（第3条関係）

## （表）

5. 5 c m	第 号
	北杜市空き家等対策審議会委員証
	写真
	氏名
	上記の者は、北杜市空き家等対策の推進に関する条例（平成28年北杜市条例第21号）第5条第3項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。
	年 月 日 発行（年 月 日まで有効）
	北杜市長 印
	9 c m

## （裏）

北杜市空き家等対策の推進に関する条例（平成28年北杜市条例第21号）（抜粋） （特定空き家等の認定） 第5条 1・2（略） 3 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴こうとする場合に
---

において、必要と認めるときは、審議会の委員に空き家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

4 市長は、前項の規定により審議会の委員を空き家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空き家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

5 前項の規定により空き家等と認められる場所に立ち入ろうとする審議会の委員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

北杜市長 印

#### 立入調査実施通知書（職員）

あなたが所有・管理する下記の空き家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空き家等に該当する恐れがあるため、法第9条第2項の規定により、下記のとおり立入調査を実施しますので、同条第3項の規定により通知します。

記

空き家等の所在地	
立入調査の期日	年 月 日から 年 月 日まで
立入調査の趣旨及び内容	
備考	

様式第4号（第4条関係）

(表)

5. 5 c m

立入調査員証		第 号
所属		写真
職名		
氏名		
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）		
		北杜市長 印

9 c m

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋） （立入調査等） 第9条（略） 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
---

様式第5号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

北杜市長 印

### 助言・指導書

あなたが所有・管理する下記の空き家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空き家等に該当すると認められました。

つきましては、下記のとおり速やかに周辺の環境保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第1項の規定により助言、指導します。

#### 記

##### 1 対象となる空き家等

所在地		
用途		
所有者又は管理者	氏名	
	住所	

##### 2 助言、指導に係る措置の内容

--

##### 3 助言、指導に至った経緯

--

##### 4 措置の期限

年 月 日
-------

##### 5 助言、指導の責任者

北杜市 部 課長
連絡先

#### 備考

- 1 上記2に示す措置をとった場合は、遅滞なく報告してください。
- 2 空き家等の状態が改善されない場合は、法第14条第2項の規定により必要な措置をとることを勧告することがあります。なお、上記1の空き家等に係る敷地が地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定により住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合で、この勧告

を受けた後、固定資産税の賦課期日（1月1日）時点においても上記2に示す措置がとられていないときは、当該敷地に係る当該年度以後の年度分の固定資産税について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第6号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

北杜市長 印

### 勧告書

あなたが所有・管理する下記の空き家等は、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空き家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう助言・指導をしましたが 年 月 日現在、当該空き家等の状態が改善されていません。

つきましては、下記のとおり速やかに周辺の環境保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定により勧告します。

### 記

#### 1 対象となる空き家等

所在地		
用途		
所有者又は管理者	氏名	
	住所	

#### 2 勧告に係る措置の内容

--

#### 3 勧告に至った事由

--

#### 4 措置の期限

年 月 日
-------

#### 5 勧告の責任者

北杜市 部 課長
----------



連絡先

備考

- 1 上記2に示す措置をとった場合は、遅滞なく報告してください。
- 2 上記4の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合、法第14条第3項の規定により当該措置を命ずることがあります。
- 3 上記1の空き家等に係る敷地が地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定により住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合で、この勧告を受けた後、固定資産税の賦課期日（1月1日）時点においても上記2に示す措置がとられていないときは、当該敷地に係る当該年度以後の年度分の固定資産税について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第7号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

北杜市長 印

### 命令書

あなたが所有・管理する下記の空き家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空き家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により法第14条第4項の規定による命令を行う旨事前に通知しましたが、 年 月 日現在、通知した措置がとられていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

つきましては、法第14条第3項の規定により下記のとおり措置をとることを命令します。

### 記

#### 1 対象となる空き家等

所在地	
用途	
所有者又は管理者	氏名

	住所	
--	----	--

2 措置の内容

--

3 命ずるに至った事由

--

4 措置の期限

年	月	日
---	---	---

5 命令任者

北杜市	部	課長
連絡先		

備考

- 1 上記2に示す措置をとった場合は、遅滞なく報告してください。
- 2 この命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定により、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記4の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定により、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

(付記)

- (1) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、北杜市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) この処分の取消しを求める訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、北杜市（訴訟において北杜市を代表する者は、北杜市長となります。）を被告として裁判所に提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

北杜市長

印

命令に係る事前の通知書

あなたが所有・管理する下記の空き家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空き家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、 年 月 日現在、当該措置がとられていません。

このまま措置がとられない場合は法第14条第4項の規定により下記のとおり当該措置をとることを命令することになりますので通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定により、この通知の交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1 対象となる空き家等

所在地		
用途		
所有者又は管理者	氏名	
	住所	

2 命じようとする措置の内容

--

3 命じようとするに至った事由

--

4 意見書の提出先及び公開による意見の聴取の請求先

北杜市 部 課	
送付先	
連絡先	

5 意見書の期限

年 月 日
-------

備考 上記2に示す措置をとった場合は、遅滞なく報告してください。

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

北杜市長 様

（請求者）

住所

氏名

印

電話番号

公開による意見の聴取請求書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第4項の規定による 年 月 日付けの通知書を受領しましたが、同条第5項の規定により、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

請求者の住所		
請求者の氏名		
通知を受けた年月日		
対象となる空き家等	所在地	
	用途	
公開による意見の聴取を請求する理由		

様式第10号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

北杜市長

印

公開による意見の聴取通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第

6項の規定により下記のとおり公開による意見の聴取を行いますので、この通知書を持参の上、出席してください。なお、代理人を出席させる場合は、あらかじめ委任状を提出してください。

やむを得ない理由により出席できない場合又は代理人を出席させることができない場合は、その旨を意見聴取の期日の前日までに届け出てください。理由なく出席しない場合は、意見聴取における発言権を放棄したものとみなします。

記

1 命じようとする措置

2 日時

3 場所

様式第11号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

北杜市長 印

戒告書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有・管理する下記の空き家等の（除却、修繕、立木竹の伐採等）を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定により、当該空き家等の（除却、修繕、立木竹の伐採等）を執行しますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定により戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、当市はその責任を負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる空き家等

所在地		
用途		
構造		造 階建て
規模	建築面積	m <sup>2</sup>
	延べ床面積	m <sup>2</sup>
所有者又は 管理者	氏名	
	住所	

- (1) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、北杜市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) この処分の取消しを求める訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、北杜市（訴訟において北杜市を代表する者は、北杜市長となります。）を被告として裁判所に提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

北杜市長 印

代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有・管理する下記の空き家等を 年 月 日までに（除却、修繕、立木竹の伐採等）するよう戒告しましたが、同日までに義務が履行されませんでした。

については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定により、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、当市はその責任を負わないことを申し添えます。

記

1 （除却、修繕、立木竹の伐採等）する空き家等

所在地		
用途		
所有者又は管理者	氏名	
	住所	

2 代執行の期間

年	月	日から	年	月	日まで
---	---	-----	---	---	-----

3 執行責任者

北杜市	部	課長
-----	---	----

4 代執行に要する費用の概算見積額

円
---

（付記）

- (1) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、北杜市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) この処分の取消しを求める訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、北杜市（訴訟において北杜市を代表する者は、北杜市長となります。）を被告として裁判所に提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第13号（第9条関係）

(表)

5. 5 c m

執行責任者証		第	号
(所属) (職名) (氏名)			
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。			
年	月	日	
北杜市長			印
記			
1	代執行をなすべき事項		
	代執行令書( 年 月 日付け 第 号)に記載の(所在地)の空き家等の(除却、修繕、立木竹の伐採等)		
2	代執行をなすべき時期		
年	月	日から	年 月 日まで

9 c m

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号) (抜粋)
(特定空家等に対する措置)
第14条 1～8 (略)
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法 (昭和23年法律第43号) の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第3者をしてこれをさせることができる。
10～15 (略)
行政代執行法 (昭和23年法律第43号) (抜粋)
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。
注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第14号 (第10条関係)



## 標識

下記の空き家等の所有者又は管理者は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第3項の規定により、必要な措置をとることを  
年 月 日付け 第 号により命ぜられています。

### 記

#### 1 対象となる空き家等

所在地	
用途	

#### 2 措置の内容

--

#### 3 命ずるに至った事由

--

#### 4 措置の期限

年 月 日
-------

#### 5 命令の責任者

北杜市 部 課長	
連絡先	